

東京都動物愛護管理審議会会議録

1 日 時

平成 24 年 8 月 30 日 (木曜日) 開会 午前 10 時 01 分
閉会 午前 11 時 36 分

2 場 所

都庁第一本庁舎北塔 4 2 階 特別会議室 B

3 出席委員 (50 音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
有田 芳子	主婦連合会副会長
加藤 由子	フリーライター、エッセイスト
木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
日柳 政彦	公益社団法人日本実験動物協会理事
くまき 美奈子	都議会議員
小松 泰史	公益社団法人東京都獣医師会副会長
金野 晃	中野区副区長
崎田 克康	公益社団法人日本愛玩動物協会事務局長
永井 俊子	一般社団法人東京都小学校 P T A 協議会副会長
◎ 林 良博	東京農業大学農学部教授
星 ひろ子	都議会議員
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部講師
村松 満	八王子市副市長
山口 千津子	公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
山田 忠昭	都議会議員
吉野 功	公益財団法人日本動物愛護協会事務局長

◎ 会長

4 議 事

- (1) 会長選出
- (2) 諮問
- (3) 資料説明
- (4) その他

(午前 10時01分 開会)

○中谷健康安全部長 定刻となりましたので、ただいまから第1回東京都動物愛護管理審議会を開会させていただきます。

私は、東京都福祉保健局健康安全部長の中谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。議事に入りますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、定足数の確認でございます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条によりまして、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数は17名でございます。現在の出席者は16名で、定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、福祉保健局長の川澄よりごあいさつを申し上げます。

○川澄福祉保健局長 東京都福祉保健局長の川澄でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、東京都動物愛護管理審議会委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

東京都では、平成18年2月の本審議会答申に基づきまして、東京都動物愛護管理推進計画を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、平成19年度から、さまざまな施策を実施しているところでございます。目標として掲げておりました、動物の引取数の大幅な減少や、犬猫の返還・譲渡率の増加を達成するなど、区市町村や動物愛護団体等関係者の皆様の御協力のもと、着実に成果を上げてきております。

動物愛護管理に関する最近の動きといたしましては、平成22年8月より、動物の愛護及び管理に関する法律の改正を視野に、動物取扱業の適正化を初めとする諸問題について、国の審議会において検討されてきたところでございます。これらを踏まえまして、昨日の国会において、動物愛護管理法の改正法案が採決されたと聞いております。また、法改正に先駆けまして、政省令等が改正され、新たな動物取扱業の追加や、夜間展示規制などが6月1日から施行されているところでございます。

このような状況の中、東京都におきましても、推進計画策定後5年を経過し、計画の中間見直しを行うこととなりました。そこで現行の推進計画の評価に加えまして、法令改正等の動きを踏まえ、東京都の今後の動物愛護管理行政のあり方について、本審議会に諮問し、検討をお願いすることといたしました。いただいた答申に基づき推進計画を改定し、時代に即した施策を積極的に推進してまいります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中谷健康安全部長 本日は、今回の審議会の初回でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の資料に名簿をお配りしてございますが、その名簿順に御紹介申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

有田委員でございます。

加藤委員でございます。

木村委員でございます。

日柳委員でございます。

くまき委員でございます。

小松委員でございます。

金野委員でございます。

崎田委員でございます。

東海林委員でございますが、本日、御都合により御欠席の御連絡を承っております。

続きまして、永井委員でございます。

林委員でございます。

星委員でございます。
水越委員でございます。
村松委員でございます。
山口委員でございます。
山田委員でございます。
吉野委員でございます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。
ただいまごあいさつ申し上げました、福祉保健局長の川澄でございます。
健康危機管理担当課長の中川でございます。
環境保健衛生課長の野口でございます。
環境衛生事業推進担当課長の佐藤でございます。
健康安全研究センター企画調整部調整担当課長の田口でございます。
動物愛護相談センター所長の新井でございます。
動物愛護相談センター多摩支所長の近藤でございます。
以上が事務局職員でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は、第1回の会議でございますので、会長を選任していただきたいと存じます。条例施行規則第15条により、会長は委員の皆様の互選となっております。どなたか会長候補の御推薦はございませんでしょうか。

(挙手あり)

○山口委員 前回も会長代理をしていただきました、林先生に引き続きお引受けしていただけたらと思います。

○中谷健康安全部長 ただいま山口委員より林委員を御推薦いただきましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○中谷健康安全部長 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、林委員が会長に選任されました。林会長には、会長席のほうにお移りいただきたいと思えます。

それでは、林会長からごあいさつをいただきまして、以後、これからの進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

○林会長 ただいま会長を拝命いたしました林でございます。皆様よく御存じだと思いますが、動物の愛護及び管理に関する法律の改正が、ようやく国会で成立ということになりまして、私は環境省中央環境審議会動物愛護部会の委員も兼ねておるのですが、25回にわたって小委員会で論議してきたことが、与野党の協議を経てようやく決着がついたということは、大変喜ばしいことだと思っています。

改正法のいいところは、いろいろな意見がありますが、数値目標を決めているということです。これについては、ここで詳しくお話することは無いのですが、いずれにしましても、もう数値を法律に書き込むときに来たという、これは例えば日齢にしましても、法律で定めるところにもう来たんだということがはっきりしたわけです。一方、東京都では、ハルスプランで、もう当の昔に数値目標を決められて、それを着実に実行されてきたという大変立派な、しかも日本のほかの道府県にとって見本になっております。今度の会議も、これまでの成果をきちんと御報告いただいて、それに対して委員の皆様から御意見をいただき、そして今後どうしていくかということを決めていく大切な会議になると思いますので、どうか御協力いただきたくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、まず最初に規則に従い、職務代行を行う副会長を指名させていただきます。私のほうからは、本日欠席になっておられます東洋大学国際地域学部の教授で、環境省動物愛護管理室長として前回

の動物愛護管理法の改正に携われ、大変御尽力された東海林委員にぜひお願いしたいと思いますが、皆様御了承いただけますでしょうか。

(了承)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

初めに、東京都知事からの諮問を受けたいと思います。その後で、事務局から諮問内容について資料に基づいた説明をいただくこととし、それに続いて、今後の審議の進め方をお諮りしたいと思います。

それでは、諮問をいただきたいと思います。

○中谷健康安全部長 委員の皆様には、諮問書の写しを机上に配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。その内容につきまして、事務局のほうから読み上げさせていただきます。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 環境衛生事業推進担当課長の佐藤です。私のほうから諮問書を読み上げさせていただきます。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例第33条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。平成24年8月30日。東京都知事 石原慎太郎。

記。1 諮問事項。東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について。2 諮問理由。東京都は、平成19年4月、「東京都動物愛護管理推進計画」を策定し、具体的取組を推進してきたところだが、本計画策定後5年を経過し、中間の見直しを行うこととなった。そこで、国における「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正、基本指針の見直しの動きや東京都の現状を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について諮問する。

以上です。

○中谷健康安全部長 それでは、都知事を代理いたしまして、川澄福祉保健局長から林会長へ諮問書をお渡しいたします。

(諮問書手交)

○林会長 ただいま、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についてという諮問をいただきました。この諮問内容につきましては、関係する資料が用意されているようですので、事務局から説明をお願いします。事務局からの説明は一括して行っていただいて、その後、質疑に移りたいと思います。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 私のほうから資料について御説明させていただきます。お手元に資料1から資料3があるかと思いますが、資料1から順を追って御説明させていただきます。

まず、資料1についてですが、動物愛護管理の制度見直し（法令改正）の動き（概要）ということで、これまでの法改正の動き等について御説明させていただきます。

まず背景ですが、現在の動物愛護管理法、こちらは昭和48年、議員立法で制定されております。その後、平成11年、平成17年の2回の改正、こちらも議員立法の形で行われております。平成17年の改正の際に、附則の第9条におきまして、必要があると認めるときは、5年を目途に見直していきましようという形になっております。これに基づきまして、先ほど、林会長のお話にもありましたが、今国会で、昨日、改正法案が採決されたという状況になってきております。

2番目、中央環境審議会動物愛護部会・小委員会における審議ということで、今回の法改正に向けまして、平成22年8月から平成23年12月までの長期にわたりまして、法改正についての審議が行われてきております。

その審議会の中の報告書が、3番目、動物愛護のあり方検討報告書でございます。本日、参考資料の1でお付けしておりますが、こちらを見ながら、御説明させていただきます。

まず、動物取扱業の適正化ということで、深夜生体展示規制がございます。深夜、夜中に動物を展示して売るとは、動物の虐待につながるだろうということで、深夜の生体展示規制が述べられておりま

す。

また、動物取扱業の業種追加がございます。資料に老犬・老猫ホームとありますが、こちらにつきましては、飼い主さんが飼っております犬や猫が年をとってきますと世話が大変になってくるということで、自分で飼いきることが難しいと、そういう犬や猫を、飼い主さんから所有権を放棄していただいて飼養しているような施設がございます。一時的に預かりますペットホテル等は既に規制の対象になっていたのですが、こちらの老犬・老猫ホームについては、法律の規制の対象になっていなかったということで、こちらについても規制する必要があるのではないかと述べられております。また、動物の愛護を目的とする団体等についても、動物取扱業の業種として追加の必要があるのではないかと述べられております。

2つ目、虐待の防止ということで、動物虐待罪の構成要件をより明確化とありますが、これにつきましては、虐待の取り締まりの強化を目的としまして、どのような行為が虐待に該当するのか、そういうものを明確にしていって、虐待の規制をしていこうと。罰則規定の見直しということで、こちらを見直しまして、虐待の未然防止につなげていこうというものになっております。

3つ目、多頭飼育の適正化という部分で、多頭飼育は、適正飼養あるいは周辺的生活環境に関する問題、騒音とか悪臭、こういうものに密接に関わりがあり、これらを改善する必要があるということで、今現在、法律の中で、多頭飼育につきまして勧告、措置命令が規定されているのですが、なかなか運用しにくい状況にあるので、これを運用しやすくしようという形で述べられております。また、その中で、届出制の検討についても述べられております。

4つ目、自治体等の収容施設についてでございます。自治体につきましては、一般の飼い主あるいは動物取扱業者を指導する立場にあるのですが、自治体の収容施設については、施設基準あるいは管理基準、こういうものは現在、法令で定められておりません。各自治体の施設につきましては、つくってから30年たっているような施設もありますので、なかなか適切な施設になっていないところもあるであろうということで、何らかの形で行政の収容施設についても基準を設ける必要があるだろうと述べられております。また、返還・譲渡の推進ということで、自治体において返還・譲渡をさらに推進していきましょと。致死処分数の減少を考えた場合には、やはり返還・譲渡を推進していくというのが基本になってきますので、この辺が報告書の中で述べられております。

そのほか、特定動物、実験動物の取扱い、産業動物の取扱い、それと罰則の強化等が述べられております。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

その他の事項としまして、マイクロチップの普及率向上、義務化、こういうものも、狂犬病予防法における犬の登録との整合性をとりながら進めていくべきだということが述べられております。

また、災害時の対応、現在の動物愛護管理法の中では定めはないのですが、今回の東日本大震災等を踏まえ、法律の中で規定していく必要があるというような形で、報告書の中で述べられております。

この報告書を受けまして、今回の法改正に先立ち、政省令が改正され、平成24年6月1日に施行されております。

まず、1つ目、動物取扱業の業種追加ということで、競りあっせん業、こちらは動物のオークション業のことでございます。現在、ペットショップ等で販売されております犬や猫は、一定の割合でこのオークション市場を経由して仕入れられているという状況にあります。この業態は動物取扱業の登録の対象になっておりませんでしたので、トレーサビリティを完全にするという意味でも、競りあっせん業を動物取扱業の対象業種に追加するという形になっております。

次に譲受飼養業についてです。これは先ほど御説明しました老犬・老猫ホームのことを法律の中では譲受飼養業といっているのですが、有償で動物を譲り受けて、その後、終生飼養するような施設、

これについても動物の飼養施設等がありますので、そういう部分についてちゃんと規制をかけるということで、今回新たな業種として追加されております。

2つ目、夜間展示等に係る飼養管理基準、遵守基準等の改定ということで、販売業、貸出業、展示業、これらが犬・猫を展示するような場合には、午後8時から朝の8時まで、これを夜間という形で定義しておりますが、ここでの展示等を行わないことというのが今回、6月の政省令の改正で追加されております。

ただ、販売業、貸出業、展示業において、午後8時から10時までの間、この2時間については、成猫、これは1歳以上の猫になりますけれども、この成猫が休息できるような施設を設けまして、自由に移動できるような場合、この場合については、当分の間、2年間になりますけれども、経過措置をとることが述べられております。具体的には、この業種というのは何かといいますと、猫カフェになります。猫カフェは、皆さん御存じかと思いますが、お店の中で猫が自由に動き回らして、その猫を見ながら癒されたりふれあったりするというものです。猫が自由に動き回っており、猫が休みたいときには自分で休憩施設に行くことができる施設であれば、午後10時まで営業を認めるという形で、今回の政省令が改正されております。

本日、委員の皆様方には追加で資料を御用意させていただいているのですが、追加資料1を御覧いただきたいと思っております。こちらが昨日、国会を通りました法律案の概要になっております。こちらは取扱注意、委員限りとさせていただきますが、こちらについては昨日国会を通ったということで、正式な形で公表されておられませんので、申し訳ございませんが、本日こちらの会議限りということで、後ほど回収させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

追加資料1について、御説明させていただきます。昨日、法律が通りましたが、動物取扱業の適正化の部分について、まず御覧いただきたいと思っております。このうち、販売が困難となった犬・猫の終生飼養の確保については、ペットショップの犬・猫なのですが、小さいうちはよく売れる。しかし大きくなってきますと、決してかわいくないわけではないのですが、なかなか売れなくなってしまうという状況があります。いろいろな情報では、そういう売れなくなった犬・猫を、ペットショップがどこかに捨ててきたりとか、あるいは処分したりとか、そういうことが危惧されるということで、要は販売が困難となった犬・猫についてもペットショップの責任で終生飼養することなどを義務付けるというのが今回の法律に入っております。

また、犬・猫等の繁殖業者、いわゆるブリーダーですが、このブリーダーが犬・猫を販売する場合、出生後、56日を経過しない犬・猫については、販売、引渡しをしてはいけないというのが今回、明確に入っております。ただ、こちらにつきましては、なお書きのところにあるのですが、施行後3年間は、とりあえず45日としまして、その後、法律で定められた期間までは49日という形で読みかえるという形になっております。ですので、当面、一応法律の中では56日と規定されましたが、3年間は45日で運用されるという形になっております。

それと、1つ目の(4)を御覧いただきたいのですが、第二種動物取扱業の創設ということで、飼養施設を設置しまして、動物の譲渡等を行っている業、主に動物愛護団体等が入ってくるかと思うのですが、こういうものについては、都道府県知事への届出を新たに義務付けるということで、現在の登録制度に加えまして、新たに届出制度が導入されるという形になっております。

それと2つ目、多頭飼育の適正化としまして、(3)のところになりますけれども、多頭飼育者による届出制度について、各自治体が条例に基づき講ずることができるということが明記されております。したがって、多頭飼育の届出制については、自治体の判断で条例の中に盛り込むことが可能になったというのが今回の変更点になっております。

続きまして、2枚目を御覧ください。

あと、変更点といたしまして、3つ目、犬及び猫の引取りということで、(1)のところを御覧いた

だきたいのですが、現在、各自治体は、所有者等から犬・猫の引取りを求められた場合、引き取らなければならないという義務規定になっております。その中で今後、ある条件等が満たされた場合には、引取りを拒否することができるというのが今回、法律の中に明記されております。

それと4つ目、災害対応ということで、今回、法律の中に、(1)にあります、各自治体がつくり出す動物愛護管理推進計画、この中で災害時対応を盛り込むという形になってきております。

7つ目、施行期日等のところを御覧いただきたいのですが、法律の条文の中には入ってきていないのですが、今後の動きとしまして、マイクロチップの装着の推進、その装着を義務付けること、これについて今後、法律の中では述べていないのですが、ちゃんと検討していきましょうということが今回の法改正の中に盛り込まれております。

これが昨日成立しました改正法の概要になっております。

申しわけございませんが、追加資料1は、繰り返しになりますが、この場限りの資料とさせていただきます。

ここまでが、法改正等の動きになりますが、これまでの法改正、また国の審議会での報告書、こういうものを踏まえまして、東京都の動物行政のあり方を検討していただきたいと考えております。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思っております。東京都における動物愛護管理行政の現状ということで、東京都の現状について御説明させていただきます。

まず、資料2-1、1ページ目を御覧ください。こちらが、現在の東京都動物愛護管理推進計画の概要になります。計画の基本的な考え方ですが、計画策定の趣旨は、動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向けて、都が取り組む具体的な計画として策定、これが推進計画の位置づけになっております。

こちらの計画ですが、平成19年度から平成28年度までの10か年計画という形になっております。5年後を目途に見直すということで、今回、見直しを行うこととなっております。

施策展開の方向性として、動物愛護管理審議会答申、前回の審議会の答申に基づきまして、5つの主要な課題を基本的な枠組みとして取組を図ってきております。

課題への具体的な取組、これが5つの主要な課題になってきております。

まず1つ目として、飼い主の社会的責任の徹底。これにつきましては、犬の場合、登録と狂犬病予防注射の接種が義務付けられているのですが、動物病院等と協力しながら、手続の簡素化による実施率の向上などを図ってきております。

その下になりますが、地域特性を踏まえた取組の推進ということで、主にこれにつきましては、飼い主のいない猫に対する対策になってくるのですが、区市町村、ボランティア、また地域住民の協働によりまして、飼い主のいない猫対策を推進してまいりました。

致死処分数減少への取組につきましては、譲渡ボランティア団体と連携いたしまして譲渡率の向上に努めてまいりました。10年後の数値目標とありますが、引取数は平成18年度実績比半減、致死処分数は平成18年と比べて55%減少。犬の返還譲渡率を85%以上、猫の返還譲渡率を10%以上という数値目標を定めております。これにつきましては、後ほどまた御説明させていただきます。

次に、事業者の社会的責任の徹底です。今現在、東京都における動物取扱業ですが、3,800軒ほどあります。結構な数がありますので、やはり効率的に監視を行う必要があるということで、基準遵守状況を評価しまして、レベルのあまり良くないところ、そういうところを重点的に監視、指導を行っていくというのを今まで行ってきております。

その次、都民と動物の安全の確保ということで、動物由来感染症のマニュアルを作成したり、動物病院における各種感染症のモニタリング、こういうものを実施してきております。

これが今現在あります推進計画の概要になります。

続きまして、資料2-2を御覧ください。これが、東京都における動物愛護管理事務の実施体制にな

ります。東京都の場合、中心になりますのは、東京都動物愛護相談センター、こちらが本所、多摩支所、城南島出張所の3所体制で実施しております。これと、保健所設置市、特別区、市町村と連携しながら業務を行うというのが東京都における動物の愛護管理事務の実施体制になります。

保健所設置市、特別区、市町村、こちらにつきましては、メインの仕事の一つとしまして、犬の登録・狂犬病予防注射があります。東京都の場合、犬猫の引取り、捕獲・収容、こういうものを行いながら、動物取扱業の監視指導も行っております。また、城南島出張所では、最終処分ということで、飼い主への返還ができず、譲渡もできない犬・猫等について、致死処分を行うということを東京都の業務として行っております。

では、続きまして、資料2-3-1を御覧いただきたいのですが、こちらが、東京都における動物の保護管理の流れになります。飼い主あるいは拾った方からの引取り、道路等で怪我をしていた動物の収容、こういうものを東京都で行っております。基本的には、収容した動物について飼い主を探すということをまずいたします。大体、東京都の場合、7日間の収容期間を定めまして、その間に飼い主を探すと。飼い主が見つかったものについて返還を行い、飼い主が見つからなかったものについては、その犬・猫の特性等を踏まえながら、譲渡に向くかどうかを判断し、適正が認められる動物については譲渡しております。中には、特に負傷動物なんかですと、怪我がひどくて生かしておくのが逆に苦痛を与える、あるいは、犬の場合ですと、咬傷事故等を起こした犬で、咬みぐせのあるようなもの、こういう動物については新しい飼い主さんに譲渡することが難しいので、残念ながら致死処分に至るといった場合もございます。これが保護管理の流れになります。

続きまして、資料2-3-2を御覧ください。こちらが、東京都における犬猫等の致死処分数の推移になります。昭和58年ごろには6万頭弱の致死処分数があったのが、平成22年度には2,585頭ということで、20分の1以下まで致死処分数が減少してきております。ただ、ここ数年の状況を見ますと、今後、これまでのような大幅な減はなかなか望めないのかなという状況でございます。平成22年度は、致死処分数2,585頭のうち、猫が2,345頭ということで、猫が大部分を占めております。そのうち、子猫が1,696頭でございます。この子猫なのですが、大部分が飼い主のいない猫が産み落とした子猫という形になります。ですので、飼い主のいない猫対策を推進することが、致死処分数の減少に大きくつながるのかなと考えております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいのですが、これが、先ほど1ページで御説明しました推進計画の数的な進行状況になります。動物の引取数につきまして、平成18年度比半減という目標にしていたのですが、平成22年度実績としまして、3,767頭ということで、51.9%の減ということで目標を達成しております。

動物の致死処分数につきまして、平成18年度6,921頭。これを55%削減ということで、平成22年度実績2,585頭で、62.6%減少し、こちらについても目標を達成しております。

犬の返還・譲渡率は、平成18年度に81.5%だったものが、平成22年度には84.2%ということで、ほぼ数値目標を達成しているのかなと。猫の返還・譲渡率につきましては、目標値10%以上に対しまして、平成22年度に25.6%ということで、数値目標を達成しております。

19年度に策定した推進計画は10か年計画ということで数値目標を立てましたが、ほぼこれまでに数値目標は達成できている状況でございます。ですので、新しい推進計画の中では、新たな数値目標等、こういうものを検討していかなければいけないのかなと考えております。

続きまして、資料2-3-3になりますが、これが、東京都及び全国における犬の登録、狂犬病予防注射の実施状況になります。東京都の状況を見ていただきたいのですが、平成22年度の畜犬登録数が東京都の場合、50万646頭ということで、50万頭を超えております。予防注射の接種頭数ですが、37万648頭ということで、接種率74%。平成18年度の接種率を見ますと、74.4%ということで、ここ数年、75%くらいのところを横ばいで推移しているという状況でございます。

全国の数値を参考に見ていただきたいのですが、平成22年度の接種率73.2%、平成18年度の接種率74%ということで、全国的にも東京都とほぼ同じような状況でございます。

ワクチンの集団免疫の効果についてですが、70%以上集団接種してあれば、ワクチンとしての効果があると言われております。今の数値を見てみますと、東京都も全国も70%を超えている状況なのですが、ただし、実態としては都内にいる犬のすべてが登録されているわけではないと推測されます。平成23年度に、東京都における犬・猫の飼育実態調査を行っております。皆様のお手元に、追加資料2を御用意させていただいたのですが、こちらが飼育実態調査の抜粋になります。こちらの犬の登録のところを見ていただきたいのですが、平成23年度のアンケート調査結果では、犬の登録率が88.9%、約9割という形になっております。そのため、実態の接種率は70%を切ってしまうのかなという状況でございます。また、今回、東京都のアンケートは、比較的動物愛護管理に対して意識の高い方がお答えになっていると推測されますので、多分この登録率90%というのは、実際よりも高い可能性があるのかなと。そうしますと、実際の予防接種率については70%をかなり下回る可能性もあるのかなということが現在、危惧されております。

続きまして、資料2-4を御覧いただきたいと思っております。東京都における動物取扱業の登録・監視指導の状況でございます。動物取扱業登録施設数ということで、平成18年度からお示ししておりますが、この動物取扱業の登録の制度が法律により導入されたのは平成18年度からとなります。ですので、平成18年度、これは初年度になりますが、このときに1,854施設、一つの施設で複数の種別の登録をとっていることがありますので、取扱いの業種としましては2,746ありました。平成19年度が2,799施設、平成22年度には3,795施設ということで、平成18年度と比べますと倍増しているという状況でございます。

監視指導数ですが、平成18年度が監視数2,939件、これは法による登録制度が導入された初年度になりますので、監視施設は相当多くなっております。平成19年度も新規の登録は結構ありましたので、この年も監視数2,299件と、多くなっております。その後、平成20年度と平成21年度の2年間につきましては、新規の登録数が徐々に減ってきておりますので、監視件数が少し減ってきている傾向がございます。

動物取扱業の登録なのですが、5年で更新という形になっております。ですので、平成18年度に登録した施設は5年後の昨年度、平成23年度に登録が切れまして、更新を行っております。そのため、平成23年度は、更新のために監視指導数が多くなっているという状況でございます。こちらにつきましては、動物愛護相談センターの監視体制、これを一部組み替えまして、監視指導の強化を行っております。今後の監視についてですが、今回の法令改正におきまして、監視対象業種が追加されております。また、監視の内容についても、夜間の展示禁止など監視内容が強化されているということで、監視のあり方については、施設の増加、監視内容の強化を踏まえまして、どういう形でやっていけばいいのかということを検討する必要があるのかなというふうを考えております。

続きまして、資料2-5を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、東京都における猫の適正飼養対策についての説明資料になっております。

まず、飼い猫対策になりますが、東京都としまして、飼い猫につきましては、屋内飼養、身元表示、繁殖制限、こちらを三本柱として推進してきております。屋内飼養については、これも追加資料2を御覧いただきたいのですが、猫の飼養形態について、室内で飼われている猫は71.6%になっております。これは、平成18年度当時は60.1%ということで、この5年間で、屋内のみで飼われている猫が増えてきているという結果が出ております。さらに、繁殖制限につきまして、オス、メスいずれの猫についても、大体85%ほどの不妊去勢手術が行われているということで、外飼いが減っている、さらに不妊去勢がある程度進んでいるということで、飼い猫について、むやみな繁殖が制限されていることが推定されます。事実最近、飼い主からの子猫の引取りというのは随分減ってきております。

東京都における猫の対策としまして、2点目としまして、飼い主のいない猫対策がございます。先ほども御説明しましたが、飼い主のいない猫対策を推進することによって、子猫の引取数が減少する、ひいては致死処分数の減少につながるという流れになっております。

飼い主のいない猫対策につきましては、基本的な考え方ですが、猫を排除するものではなく、命あるものとして取り組むものであること。飼い主のいない猫の数を減らしていくために取り組むものであるということで、地域から強制的に排除するのではなく、適切に管理をして自然と数を減らしていきましようというのが東京都の飼い主のいない猫対策になっております。その中で、東京都といたしましては、身近な行政窓口である区市町村に対して、財政的な補助、技術的な支援、こういうものを飼い主のいない猫対策としまして支援しているという状況でございます。具体的な支援事業としましては、医療保健政策区市町村包括補助事業ということで、金銭的な補助等を行っているという状況になっております。

続きまして、資料2-6になります。9ページになりますけれども、東京都における危機管理対策につきましては、まず1点目としまして、動物由来感染症対策、こちらにつきましては、平成18年度に動物由来感染症発生時対応マニュアルを作成しまして発生時対応、実際起きた場合にどうするかというのを取り組んでおります。また、東京都動物由来感染症検討会を毎年開催いたしまして、東京都が行っております動物由来感染症対策事業についての報告を行いまして、評価等をいただいております。狂犬病発生時対応としましては、狂犬病発生時対応マニュアルを平成19年度に策定しております。このマニュアルに基づきまして、狂犬病発生時対応訓練を区市町村と合同で実施しているという形になっております。訓練の結果等につきましては、区市町村等に情報提供をしながら、狂犬病発生時の対応について取組を行っております。

また、災害時の動物救護対策ですが、都は東京都獣医師会と災害時の動物救護活動に関する協定を平成23年3月15日、東日本大震災の直後なのですが、締結しております。また、今現在なのですが、災害時の動物救護活動の機能の強化ということで、東京都の地域防災計画の見直しの作業に入っております。今回、動物愛護管理法の改正の中で、自治体がつくります推進計画の中に災害時の対応を盛り込むようにという形になっておりますので、今回の東京都の地域防災計画の見直し等も含めまして、災害時対策について審議会の中で御検討いただく必要があるのかなというふうに考えております。

次のページに、東京都における地域防災計画に基づきます東京都における災害時の動物保護体制、全体像がありますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

以上が、東京都におけます動物愛護管理行政の現状になっております。こちらをベースとしまして、資料3になりますが、今後の審議会での検討の方向性及びスケジュール案、こちらについて御説明させていただきます。

では、資料3を御覧ください。まず1点目になりますが、検討の方向性といたしまして、東京都動物愛護管理推進計画における主要課題に沿った施策の評価・見直しを行っていただきたいと考えております。現在、東京都の推進計画ですが、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を基本方針といたしまして、5つの主要課題である、飼い主の社会的責任の徹底、事業者の社会的責任の徹底、地域特性を踏まえた取組の推進、致死処分数減少への取組、都民と動物の安全確保、この5つの主要課題に、20の施策、48の事業を展開しております。詳細につきましては、配布しております推進計画の冊子を御覧いただければと思います。この48事業につきましては、平成19年度から平成23年度までやってきた実績を評価していただきまして、基本方針及び今後の事業の必要性、方向性をまず御検討いただければと考えております。

2点目といたしまして、動物愛護管理の制度見直し、これは法令等の改正の動きを踏まえた新たな課題の検討になります。新たな検討課題としまして、まず、ペット動物の飼育に起因する地域への影響ということで、今回の法改正の中で、多頭飼育の適正化、こちらが一つのテーマになってきております。これにつきましては、多頭飼育の問題解決のためのルール、手法の確立、飼い主の社会的責任の徹底を

いかにしていくか、また、問題が起きた場合にはどういう形で解決していくか、そういうルールづくり、こういうものが必要になってくるのかなというふうに考えております。

2つ目、ペット動物の販売等における新たなルールへの対応ということで、動物取扱業の規制強化に関する取組ということで、今回新たな業種、先ほど御説明しました競りあわせん業、譲受飼養業、それと第二種動物取扱業ということで、譲渡活動を行っているような団体、こういうものが新たな対象になってくると。また、新たな規制への対応としまして、先ほど御説明しました夜間展示の禁止、それと取扱業における終生飼養、これが徹底されているのか。それと、若齢犬・猫の販売禁止、56日という規制などが入りますので、これらの新たな規制についてどのような形で対応していくのか、これが大きな課題になってくるかなというふうに考えております。

3つ目、危機管理体制の更なる充実ということで、災害発生時の動物救護体制の充実強化です。特に、今回東京都の地域防災計画の中でも、明確な形で同行避難と記載する予定でおりますので、今回の審議会の中でも、同行避難を含めた災害時の動物救護のあり方、これを御検討いただければと思っております。

こうした東京都の推進計画の進捗状況、それと法改正の動きを踏まえまして、まず、動物愛護管理の推進を効果的に行うための東京都、区市町村、民間団体等の役割の明確化。2つ目としまして、広域性、専門性が求められる課題に対する都の取組の充実。3つ目、地域における動物愛護管理の推進のための都が行う支援の充実。これらを論点としまして、新しい東京都の動物管理行政のあり方、これを御検討いただきたいと考えております。

続きまして、スケジュールについて御説明させていただきます。国のほうですが、動物愛護管理制度見直しの動きということで、昨日、国会を改正法が通っておりますので、近々これが公布されると。それで1年後の施行という動きになるのかなと推測されます。国のほうで、基本指針の見直しとありますが、各自治体は、国の定めます基本指針をベースに推進計画をつくっていくという形になっております。国の基本指針が今年度末に出る予定と聞いております。

これを受けまして、東京都としまして審議会への諮問を本日も行ったところでございます。この審議会につきまして、中間報告を、大体今年の12月を目途にいただきたいと考えております。この具体的な審議についてですが、審議会の下に小委員会を設置しまして、この小委員会におきまして、効果的に審議を進めていきたいというふうに考えております。小委員会を何回か開きまして、その結果をもとに審議会においての中間報告、中間報告の後、来年度、大体10月を目途に審議会の答申をいただきまして、その答申をもとに、新しい東京都の動物愛護管理推進計画を策定していきたいと考えております。こちらが今後のスケジュールになります。

事務局からの説明、資料1、2、3については以上です。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、これから御質問、御意見をいただきたいと思います。ただいま、東京都の現状、動物愛護管理行政の現状を非常に詳しく御説明いただきましたし、また、資料3では、今後の方向性、スケジュールも含めて御説明いただいたわけですが、いかがでしょう。何か御質問、御意見ありませんか。

皆さんが御質問、御意見を考えておられる間に、私から少し情報提供させていただきます。昨日、国の法改正が通りましたけれども、その後、NHKのクローズアップ現代という番組があって、それをたまたま見ていたのですけれども、私が予想していた通りの展開になってきているといえますか、今、大規模な調査を、お迎え現象についてやっていたのですね。

お迎え現象といえますのは、亡くなられる方の4割がお迎え、例えばお父さん、お母さんとか、兄弟であるとか、亡くなられた方が枕もとに現れるという現象なのです。これは幻覚というふうに今まで片づけてきたのですが、これの持っている効果について調べてみると、このお迎え現象を経験した人の9割が非常に安らかな死を迎えているのです。

このお迎え現象というのは、ものすごい高度な医療で助けようと思って、それで、むしろ終末医療で患者を苦しめているという、こういうことはいかなものかという全体的な動きの中で、お迎え現象というのをもっと注目しようじゃないかという大規模な調査、これは私のよく知っている大井玄さんという東京大学の名誉教授あたりも中心になってやられたのですけれども、何しろ9割の方が、お迎え現象を見た人が安らかな死を迎えているというのは大変なことで、その中に、お迎えに来る中にペットが非常に多いということがわかったのですよ、今回。

ですから、ペットというのは、ある意味で非常に大きな役割をしている。これまでも我々はそう思っていたのですけれども、日常的な、例えば家に帰って本当にストレスが多い中で、ペットの果たしている役割というのは相当大きいんじゃないかと思っていたのですが、こういう亡くなられる方にとってもペットというのは非常に大きな存在であったに違いないと。

お迎え現象の中に出てくる、それ以外に出てくるのは、例えばふるさとの景色なんていうのもあるようですが、これは、詳しい数字はこれからちょっと、この大規模調査の結果がまとめられますので、私もすぐ結果をもらいたいと思っていますが、そういうこれまでわからなかったことがある程度いろいろわかってきておまして、やはり人間と動物の共生する社会を目指すこの東京都の審議会の役割というのも大変大きいのではないかなという気がいたしました。

皆さんが考えておられる間に少しおしゃべりいたしました、いかがでしょうか。何か御質問、御意見ありませんか。

先ほど御説明いただいた中で、殺処分数が目標より速いペースで減少していると、減少させることができたとありましたが、これは努力の結果だろうと思うのですが、これは今後のことになるのですが、どんなことについても言えることですが、当初のスピードをずっと維持するというのは大変なことなのです。これまで50%でも、今後50%はあつという間に行けるかどうかということを考えると、なかなか難しいものが後に残ってきますから、その分だけ大変になってくるわけですが、しかし、これまでのところは、本当に目覚ましいスピードで殺処分数等、掲げた目標が達成されているということですが、いかがでしょうか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 今会長のほうから御説明がありましたが、致死処分数のところについて、もうちょっと詳しく御説明させていただきたいと思えます。では、資料2-3-2を御覧いただきたいと思えます。先ほども御説明いたしました、致死処分数の減少に大きくかかわってきておられますのが子猫、飼い主のいない猫の産み落とし子猫をいかに減らすかということにかかわってきておられます。といいますのは、目の開かないような子猫が拾得者から動物愛護相談センターに多く引き取られています。目の開かないような子猫を育てることは難しく途中で死んでしまうことが多いので、残念ながら目の開かないような子猫の場合、致死処分につながる確率が高くなります。いかにこれを減らしてきたか。先ほどの飼い主のいない猫対策ということで、これは、主に区市町村による取組になるのですが、区市町村と地域住民の方々、それと動物愛護推進員をはじめとしたボランティアの方々、これらの方々が協力しまして、単なる野良猫対策というのではなく、地域の環境問題を含めまして取り組むと。要は、糞尿による悪臭等の周辺環境の問題などもありますので、地域の課題として取り組むということで飼い主のいない猫対策が随分進んできておられます。それによりまして、子猫の引取数が相当減ってきておられます。これが、致死処分数減少への大きな動きになってきておられます。

それと、東京都として、ここのところ力を入れておられますのが譲渡活動になります。譲渡の動きにつきましては、一つは、個人への譲渡、これは都民の方で動物を飼いたいという方がいらっしゃいますと、そういう方に事前に講習会等を行いまして、ちゃんと一生飼い続けるのですよ、動物はこういう特性がありますからねということ、飼い主に対する普及啓発を行いながら、行っているというのが一つ。それともう一つ、東京都に御協力いただいております愛護団体さん、こういう愛護団体を通じまして、新しい飼い主を探すというのを取り組んでおられます。実は、この愛護団体の協力というのは譲渡活動の中

で大きくなっております。個人の飼い主ですと、なかなか譲渡するのが困難なような犬あるいは猫につきましても、愛護団体が一旦引き受けてくださることによって、新たな飼い主につながっていくという動きが大きくなっております。譲渡の適正を判断する際に、健康、性格等の面で、すぐに譲渡できないような犬や猫でも、愛護団体にお預けし、ある程度治療やトレーニングを行うことによって、新しい飼い主への譲渡が可能になるような状況もございます。ですので、そういう団体譲渡などを推進していき、譲渡率を上げていくというのがこれまでの東京都の取組になってきております。

子猫の引取りを減らすというのは、引取りという一番大きな入り口部分をまず狭くすること、さらに入ってきたものを致死処分につながらないように譲渡事業に力を入れていくことについて、東京都としては取り組んできました。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○有田委員 資料3なのですが、検討の方向性及びスケジュール案ということで、検討の方向性の、それぞれ(1)、(2)、(3)とあると思うのですが、論点も含めて、基本方針は別に見直すということではなくて、この主要課題に沿って見直すということなのではと思うのですが、この施策の評価というのは、逆に言えば見直しをする可能性もあるのかということですね、この5つの主要課題。それは質問です。

それから、先ほどア、イ、ウの中のウで、同行避難ということで、ペットを連れて避難をすることがやはりいいんじゃないかということで、そういう方向性を出されたというふう思うのですが、何も字が書いていないところに同行避難という言葉ですか。ちょっと説明をされないと、同行避難の意味がよくわからないと思いますので、そのときに、災害発生時の動物救護体制の充実強化というところなのですが、ここで、例えば小委員会でいろいろなことを検討しても、避難場所で、犬が嫌い、猫が嫌いということとかがいろいろ出てきて、その難しさもあると思うのです。その検討なども含めて、いいことだとは思いますが、それをどういうふう今後の展開で、どの部分で、ここだけではない連携した議論にしていくのかというのを、どういうふうに行うのかというのがちょっと疑問に思いましたので、それも教えてください。

それから、論点としては整理をされて、こういうことを今後やっていくということなのだなというのがわかりましたので、質問というか、ちょっと意見も含めて発言させていただきました。

○林会長 それでは、お答えいただけますか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 まず一つ目、施策の評価見直しの部分についてですが、この5つの主要課題の中で、20政策、48事業を行っております。当然この48事業の中には、もう取組が十分だろうということでもなくなる事業もあるでしょうし、不十分だからもっとやっていきなさいという御意見も出るかと。あとは、十分やってきているけれども、新しい視点で、こうやればもっと良くなるのではないかと御意見等もでてくるかと思っておりますので、そういうところを評価していただきたいと考えております。要は、これまでの実績を踏まえて、今後、それをどういう形に持っていくかというのを評価していただきたいと思っています。その評価によっては、多分5つの主要課題も変わってくる可能性があるのかなというふうに考えております。

2つ目の、災害対策の部分についてですが、先ほど確かに私、同行避難と申し上げましたが、実は避難所への同行避難ということになりますと、避難所は東京都ではなく区市町村の役割になってきております。ですので、そこのところは先ほどの飼い主のいない猫対策もそうなのですが、いかに東京都で区市町村を支援していくかという部分がありますので、今後の災害時の動物救護体制につきましては、東京都としての役割、あるいは東京都として区市町村にどのような支援をしていくのか、そういうことも含めて御検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○林会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょう。

○山田委員 ちょっと教えていただければと思うのですが、この資料をいただいた中で、東京都における動物の保護管理の流れの中に、拾得者から引き取った場合に7日間管理をして、その7日間を過ぎると致死処分にするというような図が示されているのですが、その7日間の間にホームページ等で情報掲示をするという、その7日間という日にちが、何か取り決め、条例か何かで、規則等で決められているかと思うのですが、ちょっと7日間というのは期日的に適正かどうか、やはりなかなか、気がつかないうちに7日間が過ぎてしまって、処分されてしまったということになっていけないと思うのですが、具体的にホームページで掲載されて、引取りがどの程度まで元の飼い主のほうにあるのか、あるいはその間の中で譲渡される場合もあると思うのですが、そういう点の実態を教えていただければと思うのですが。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 では、お答えいたします。

飼養管理7日間というのは、法律の中で公示期間2日間というのが明記されておりまして、それに併せまして、事務手続等の日数、それと土日等を計算しますと、東京都の場合、最低でも7日間は飼養するという意味になっております。ですので、7日間が過ぎた、飼い主があらわれなかったから返還に対する努力終了、あとは譲渡、致死処分と、すぐに流れるわけではございません。当然7日間を過ぎたもの、一応公示期間は2日間と決められておりますので、それが過ぎたものについては引き続き、新しい飼い主を探すという期間に入ってきております。それが、事例によっては数か月間に及ぶ場合も出てくるだろうと。収容期間に飼い主さんが飼っている犬や猫等を探しやすいように、東京都の場合、都が収容している犬につきましては、公示のほかにホームページでアップして情報提供を行っております。

○山田委員 それは具体的には何日間ぐらい載っていますか、ホームページに。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 具体的なホームページの管理については、動物愛護相談センターのほうからお答えいただきたいと思えます。

○新井動物愛護相談センター所長 今、飼養期間について佐藤課長のほうから御説明がありましたが、その期間について、動物愛護相談センターの収容期間についてホームページで御紹介しているということになります。

こちらで預かっている犬を紹介している期間は、こちらで預かっている期間ということでございます。

○山田委員 7日間というのを超えているわけですか。どのぐらいの期間か教えて。

○新井動物愛護相談センター所長 失礼しました。規定の収容期間である7日間はホームページで情報提供しているということです。

それと、譲渡の率についても質問されていたと思うのですが、それにつきましては、資料2の5ページに犬の返還・譲渡率、それから猫の返還・譲渡率がありますけれども、現状としましては、平成22年度実績で84%の犬が返還・譲渡されていると、多くの犬が収容期間内に返還されているということになります。

また、期間内の譲渡というお話も委員のほうからありましたが、それにつきましては、7日間の収容期間を超えた後に譲渡のほうに回すということになっております。

以上です。

○山田委員 迷い犬がいた場合、あるいは保健所に問い合わせをするという場合がありますよね。そうすると、保健所からセンターのほうに迷い犬なり、猫なりが移されると思うのですが、そういう意味での情報というのはきちんと共有されているということでしょうか。保健所とセンターとの関係が、きちんと連携がされているのかどうかということなのですが。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 多摩地区の場合ですと、動物関係につきましては、保健所では行っておりません。動物愛護相談センターでやっておりますので、保健所等に問い合わせがありますと、動物

愛護相談センターのほうにお尋ねくださいと紹介されております。23区等につきましても、保健所等に連絡が入った場合には、動物愛護相談センターにお問い合わせくださいという形で、保健所等に連絡が入った場合には、必ず動物愛護相談センターにお問い合わせが行くという流れになっております。

動物愛護相談センターにお問い合わせがありますと、当然その犬の特徴等から、今現在、まだ動物愛護相談センターの中で、先ほどの7日間を過ぎた犬・猫等につきましても、それに該当するものがあるかどうか、そういうものをチェックしまして、元の飼い主が見つければ、7日間を過ぎた後でも返還するという形になっております。

○山田委員 それではもう一点、申し訳ございません。その個体識別をするためとして、マイクロチップが有効だということを私は以前から聞いているのですけれど、ただ、こちらの御説明になりますと、現在2%と低いと。今後、義務化を検討することも大事じゃないかというようなそういうお話はあるのですが、マイクロチップが、以前から言われているにもかかわらず普及率が余りにも低いというのは、ちょっと私も、行政としてもっと力を入れていくべきだと思うのですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 動物愛護相談センターにマイクロチップのリーダーを用意しておりますので、マイクロチップが入っていて、それがちゃんと登録されていれば、飼い主さんにつながります。さらに今回、東日本大震災において、マイクロチップを入れていたことによって、その情報から、飼い主さんが見つかった事例等もあるのかなと思っております。国においても今回の法改正の中で、マイクロチップの義務化を含めて、今後検討していくことについて触れられておりますので、マイクロチップの有効性等を考えながら、まずは今、山田委員がおっしゃったように2%という事実がありますが、これをどうやって上げていくのか、ある程度の高さになってきたところで、どういう形で展開していくのかというのを東京都のほうでも考えていきたいと思っております。ですので、今回の審議会の中でも、マイクロチップというのが話題になってくるのかなと思っております。

○林会長 ありがとうございます。

今のマイクロチップのことについて、私のほうからも少しお話いたしますが、一番近いところであったアンケートでは、国民の半分がマイクロチップの導入に賛成しているのです。だけど半分は反対しているのです。この反対というのはどういう理由かということ、かわいそうというのが一番大きな理由です。それ以外に、マイクロチップは必要ないとかいろいろな意見があるのですけれども、やはり一番大きなのは、マイクロチップを埋めるとかわいそうだといって、これはどんどんかわいそうでない方向、別にそんなに大きなものを入れるわけではありませんから、それから技術的な問題もよくなってきてはいるんですけど、少なくとも現状として、マイクロチップについてはぴったり半々ぐらいの、ただマイクロチップを導入すべきだという意見が50%をちょうど超えたところあたりですので、これから急速に僕は、マイクロチップについて義務化も含めた方向に向かうのではないかというふうに思っています。そういう意味では、依然として、特に小さな犬とか猫とかに入れるのはかわいそうだというのが、これは昔からあったのですが、今でもまだ結構根強いという、意見としては、そういう状況がある中で、ちょうど半分ぐらいを超えたところでしょうか、マイクロチップ導入に対しては、そういう現状があります。

ほかによろしいでしょうか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 今回のマイクロチップについて補足説明をさせていただきます。

先ほど御説明しました平成23年度に東京都で行いました犬・猫の飼育実態調査、こちらで、犬の身元表示の方法ということ进行调查しているのですが、それによりますと、マイクロチップを入れているというのは飼い犬の11.7%ということで、10頭に1頭ぐらいの犬がマイクロチップを入れているという状況になっております。それで、徐々に増えてきているという傾向はあるのかなというふうに思っているところです。

それと、先ほど山田委員から質問がありました飼養期間についてですが、法定公示期間を含め7日間ですが、3週間を超えて動物愛護相談センターで飼養している例もございます。

○林会長 ありがとうございます。

ほかに、じゃあ、小松委員どうぞ。

○小松委員 資料3の1の検討の方向性で、(1)の評価・見直し、基本方針の5つの主要課題の中のエなのですけれども、致死処分数減少への取組、これは林会長がおっしゃられたとおり、ここは素晴らしく致死処分数が減っているということは本当に高い評価ができるのですけれども、ただ、やはりこれから、先ほど事務局のほうからも減少傾向が落ち着いている状況について報告がありましたが、これまでの減少のペースを維持できるように、新たな視点で考えていかなければならないのかなど。特にその部分というのは、やはり猫の取組というのがキーワードになるんじゃないかなと私は思っています。

○林会長 御意見ありがとうございます。ぜひそういうことも踏まえて小委員会で論議したいと思えます。

有田委員どうぞ。

○有田委員 先ほど資料3について質問して、今後のスケジュール、小委員会で行うのですかというようなことも含めて申し上げたのは、この審議会で評価、今、小松委員がおっしゃったように、例えばこの部分は、5つの主要課題の、致死のエの部分はこうだという意見を出し合いながら、今日、評価をするのかしないのかということもあったものですから質問したのですが、今後やっていくのでしょうかという質問が、もう一度確認。

それから、資料2の、これは元々というか、そもそもの過去に遡っての質問というか、確認させていただきたいのですが、7ページの資料2-4なのですが、平成22年度の動物取扱業種別数が5, 371というふうになっていて、内訳が下に書いてあるのですが、その下の表の中の、平成22年度の監視件数が1, 616となっていて、注意指導書交付数が6になっている、その監視件数1, 616のそれぞれの業種というか、なりわいはどういうところが多いのかということと、それから少し遡りまして、平成20年度の登録拒否の1件というのは、過去のことではあるのですが、どういうことで登録拒否というようなことが起こったのかというのを教えていただければ。資料にあれば、何ページにあります、後で御覧くださいでも結構ですので、よろしくお願ひします。

○林会長 それでは、お答えいただけますか。

○新井動物愛護相談センター所長 まず1点目にお話のありました監視件数の業種別の内訳は、今現在、集計しておりません。ただこの監視件数は、平成18年度が大量の登録が行われた年でございますので、その後の新規の実地調査も含めて上がっている数字でございます。通常の監視と、登録を始めるための監視、両方を含んでいるものでございまして、それまで言われている業種別の数が反映しているものとは多分言えないと思ひます。これから算定できるか検討したいと思ひます。

もう一つ、登録拒否がありました件につきましては、登録申請が行われた施設は、板橋区にございまして、その施設に立ち入って、その前にも苦情はあった施設でございますが、立ち入りをしまして、施設の衛生状態等がひどい状態でございますが、まず注意指導を行っておりまして、改善を呼びかけておったのですが、それに従うことができず、改善できずにおりました。3度目の改善指導、注意指導書を交付した段階で、申請者から、ここではもう続けることができないということで、申請取下げのようなことであったのですが、こちらで申請の取下げの働きかけをしたにもかかわらず、それが行われなままおりましたので、登録拒否という処分を行ったということでございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○山口委員 今までずっと犬・猫を中心にお話が進んでいるのですが、ペット動物の中に、特定動物が入るのかどうかということをお話進んでいただけたらと思ひます。特定動物は許可制なので

けれども、新聞でニュースを目にするとほとんど許可を受けないで飼っていらっしゃるという事件が多いものですから、その辺のところをこの審議会で扱われるのかどうかということも教えていただけたらと思います。

○林会長 お答えいただけますか。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 特定動物についての取扱いですけれども、特定動物は今、許可制になっているということで、動物園等のほか、一般の飼い主の方も許可を取りながら、ペットとして飼っている方もいらっしゃるという形になっていますので、当然、特定動物につきましても、ペット動物としての考え方に一部ちゃんとしてくると認識しております。ただ、特定動物の場合には、許可制という形で飼養施設の基準、災害時におりが壊れないようにとか、より厳しい規制がありますので、単なるペット動物としての普及啓発だけではなく、許可制である、人に危害を加える可能性のある動物の飼養という位置づけでの指導、そういうものを引き続き行っていく必要があるというふうに思っております。

○林会長 ということは、この中で、対象にすることもあり得るということですね。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 あり得ます。

○崎田委員 前回、最後にこの引取りの数について残ってくるのが、子猫の問題と、それから高齢者の飼養する動物の問題と、こういうこととお話がありましたけれども、この件に関して、何らかの取組のアイデア等がその後ありましたら教えていただければと思います。

○林会長 この間、子猫の譲渡、あるいは子猫の殺処分数減のための何か特別な取組というのがあったのかどうか、それから高齢者に対しても何か特筆すべき取組があったとすればおっしゃっていただければと思うのですが。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 致死処分数の減につきましては、先ほど言いました子猫対策と譲渡活動の推進に力を入れているというのが一つになっております。その中で、特に子猫の部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、なかなか目の開かないようなものを育てるのは困難なので致死処分につながっているという部分があるのですが、この辺の部分につきましては、愛護団体等に御協力いただいて、子猫についても譲渡率を上げているというような状況をとっております。ただ、目の開かない子猫については、愛護団体さんの協力を得て試行的にやってみたのですけれども、それでもやはり、団体さんに引取ってもらってもなかなか育たない状況もあるのかなと。そうしますと、東京都からの譲渡率というのは上がるのですが、最終的な部分としてはうまくいっていないというような報告も受けております。その部分につきましては、今後どういうやり方をしていく必要があるのか。今と同じ対策をやっていきますと、致死処分数の減少については、今後大きな進展はなかなか望めない部分も想定されますので、新しい方向性を検討していく必要もあるのかなと考えております。

あと、現在、団体等にいろいろお願いするのですが、やはり団体としても、自分のところで抱えられる動物の数には限界がありますので、そういうのを無視して、例えば50頭しか預かれないうところに、都からお願いして100頭預けてしまえば、適正飼養されないような状態になることも想定されますので、そういうところも含めながら、新しい譲渡の方策、施策を考えていく必要があるのかなと思っております。

それと、先ほど有田委員からの御質問で、評価の部分についてですが、施策ごとのそれぞれの取組状況について、審議会あるいは小委員会の中で評価をいただきたいと思っております。

○林会長 よろしいですか。もうそろそろ終わりにしたいので。

じゃあ、どうぞ。これで終わりにします。

○吉野委員 こんな取組を加えたらどうかという意見もよろしいのでしょうか。

○林会長 どうぞ、もちろん。

○吉野委員 ありがとうございます。

二つほどありまして、一つ目が、人間の福祉施設で飼われているペットの実態ということなのですけ

れども、老人ホーム等、人間の福祉施設で飼われているペットの飼育状況、飼っているところもあるし、飼っていないところもあると思います。また、飼っている場合、どのような飼育実態なのか、適正に飼われているのか、私自身データを持ち合わせているわけではないのですが、福祉施設では職員の不足ですとか、職員が非常に忙しいということも聞き及んでおりますので、飼い始めたはいいがというような状況も懸念しております。ですので、人間の福祉のための施設で飼われているペット、こういった存在にも目を向けていく必要があるんじゃないかと。ですので、例えば、まずは実態の把握に努めるなど、この推進計画の中でも配慮があればいいのかなというのが一つ目です。

もう一つは、ゲームセンター等のクレーンゲームの景品として動物が扱われているという実態についてです。東京都さんは結構、積極的に動いていただいております、仮に対象が魚類、両生類であっても、調査に行っていたりなど対応していただいているのですが、やはりそういったゲームとして動物が扱われるということに対しても目を向けていく必要があるのではないかなと思っております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

御提案いただきました。特に何かありますか、これについて。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 社会福祉施設におけるペットの飼育状況、これも東京都として把握しておりませんので、これにつきましては、今後、現状把握するなど検討していきたいと思っております。

ゲームセンターのクレーンゲームについては、今も東京都として苦情等があれば対応しておりますので、それについて、必要があれば審議会の中で御意見をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等はそろそろ終わりにしたいと思うのですが、どうしてもというのがございますか。よろしいですか。

それでは、御報告、これについてはもう御意見をいただき、また御質問もいただきました。いただいた貴重な御意見は、今後の論議に生かしていきたいと思っておりますが、今日配られた資料の中で言いますと、資料3の今後の審議の進め方ですね、これについては、この案のとおりで、今、いくつか追加もいただきましたけれども、その追加も含めて進めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から示された案プラス本日の論議でいただきました御意見を入れて進めてまいりたいと思っております。それで、そのためには、効率的な審議を行う必要がありますので、小委員会を設置して検討を行いたいと思っておりますが、そういう小委員会の設置については、委員の皆様、お認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

○林会長 ありがとうございます。

それでは、小委員会の設置について、事務局から案を提示していただきたいと思っております。

現在配っていただいておりますのは、小委員会委員の名簿案です。これについて御説明いただけますね。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 先ほど資料3で御説明いたしました、今後の審議につきましては小委員会を中心にしまして、効率的に審議を進めていきたいと思っております。今皆様のお手元に、小委員会委員名簿案ということで配らせていただきました。

本審議会のほうからは加藤委員、木村委員、小松委員、林委員、水越委員、山口委員の6名、小委員会に御参加いただきまして、加えて行政の実務の現場の代表としまして、板橋区から三浦課長、東村山市から原子課長ということで、8名で小委員会を進めていきたいと思っております。

なお、小委員会の委員長につきましては、林会長のほうにお願いいたしまして、小委員会のほうの進行等もお願いしたいと思っております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局のほうから御説明いただきました小委員会委員の案について、よろしいでしょうか。
(異議なし)

○林会長 それでは、今後の詳細な論議については小委員会の論議にお任せしたいというふうに思います。本日、来ておられます小委員会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、今後の予定について事務局から御説明いただきます。

○佐藤環境衛生事業推進担当課長 次回の審議会につきましては、今回の国の法改正の動き等を踏まえまして、11月以降に開催いたしまして、そこで中間報告をいただく予定としております。その間、今こちらのほうで採決いただきました小委員会、こちらにおきまして審議会に提出します中間報告、これを検討してまいりたいと考えております。第1回の小委員会ですが、9月10日の開催を考えております。

また、今後の審議会等の開催日の詳細につきましては、委員の皆様方の日程等を調整の上、新たに御連絡を差し上げたいと思っております。

今回、事務局名簿のほうに、事務局のメールアドレス、それとファクシミリのあて先を記載してございますので、審議会の委員の皆様方におきましては、御意見、御提案等がございましたら、メールまたはファクシミリ等で事務局のほうにお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○林会長 それでは、本日予定されています全ての説明、あるいは御審議いただく内容は以上をもって終了いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○中谷健康安全部長 林会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたりまして御審議、あるいは大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。

なお、本日、小委員会委員をお願いすることになりました委員の皆様につきましては、若干、手続等の関係でお伝えしなければいけない点等がございますので、そのままお席にお残りいただくようお願い申し上げます。

それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。

(午前 11時36分 閉会)